

豊中市養育費保証促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費保証促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とするため、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を補助することで、養育費を確実に受け取る仕組みを整え、ひとり親等の養育費の取り決め内容の継続した履行確保を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、豊中市内に居住し、交付申請時において、ひとり親等であって、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- (2) 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している者
- (3) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- (4) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費保証に関する補助金を交付されていない者

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として補助金の交付の申請を行った者（以下「申請者」という。）が負担した費用とする。

2 補助金の額は、5万円を上限として予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 申請者は、養育費保証促進補助金交付申請書兼同意書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。交付申請期間は養育費保証契約締結日の属する年度内とする。ただし、期限までに提出することが出来ない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

2 前項の申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 当該ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し、児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し

- (2) 補助対象となる経費の領収書等
- (3) 養育費の取り決めを交わした文書の写し（公正証書（強制執行認諾約款付き）、調停証書又は確定判決）
- (4) 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（保証期間は1年以上のものに限る）
- (5) その他、市長が必要と認めるもの

（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し、養育費保証促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、養育費保証促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、第6条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容に付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、養育費保証促進補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

（交付の時期等）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、決定した日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けた場合においては、決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合は養育費保証促進補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、第7条による申請の取下げがなされた場合、前条による決定の取消をした場合、又は養育費保証契約を保証期間中に解約された場合（申請者の責によらない場合を除く）において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて申請者から補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、豊中市養育費保証促進補助金事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。